

(資料 1)

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度とは

- 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って5年間以上農業生産活動を行う場合に交付金を交付する制度。
- 平成12年度の創設以降、第1期～第3期対策まで実施し、平成27年度から第4期対策（平成27年度～平成31年度）が開始。

交付単価

急傾斜

※10aあたり

地目・傾斜	単価
田（1/20以上）	21,000円
畑（15°以上）	11,500円

緩傾斜

地目・傾斜	単価
田（1/100以上）	8,000円
畑（8°以上）	3,500円

平成29年度の実施状況（全国）

- 東京都、大阪府を除く45道府県、996市町村、25,868協定で実施
（H28比：+2市町村、△15協定）
- 交付面積：662,583ha（H28比：+1855ha）
- 交付金額：52,874百万円（H28比：+545百万円）
- 協定参加者：60万人（H28比：+1万人）

平成29年度の実施状況（埼玉県）

- 13市町村、62協定で実施（H28比：±0市町村、+2協定）
- 交付面積：347ha（H28比：+10ha）
- 交付金額：30,887千円（H28比：+498千円）
- 協定参加者：1,483人（H28比：+49人）



東秩父村・居用集落



小鹿野町・富田大石津集落

平成30年度実施見込み

- 13市町村、62協定で実施（H29比：±0協定）
- 交付面積：347ha（H29比：±0ha）
- 交付金額：30,866千円（H29比：△21千円）



小鹿野町長若第一集落

平成30年度に農業用ハウスを設置するため、地目を田から畑に変更した

制度の活用事例

横瀬町寺坂集落 交付面積：3.7ha（田・急傾斜） 交付金額：773千円 協定参加者：30人



県内最大級として知られている棚田。かつては、農業従事者の高齢化などにより耕作放棄地が増加していた。近年、地元農業者を中心に中山間地域等直接支払制度などを利用して再生活動を実施し、棚田景観の維持・管理をしている。



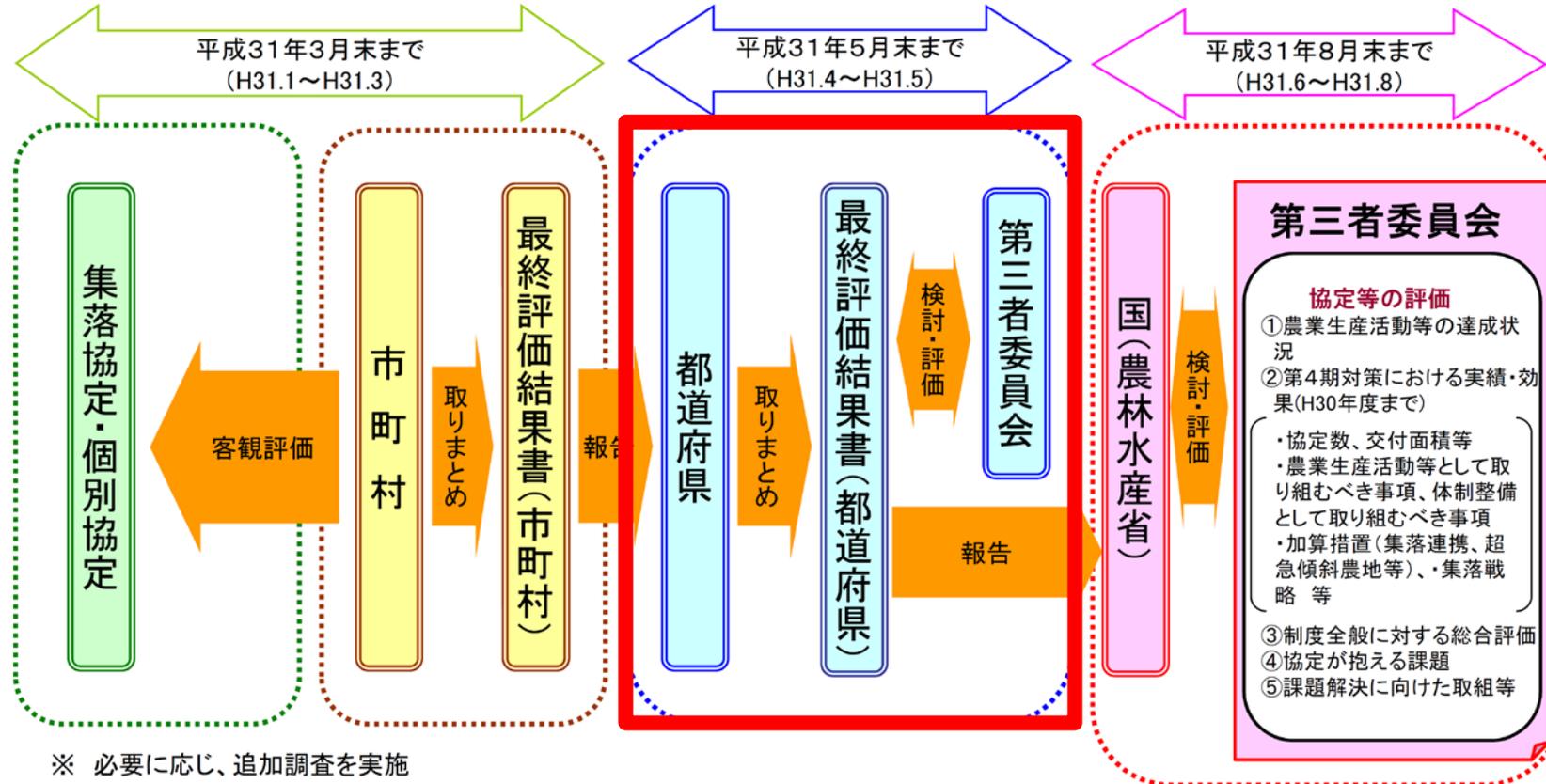
農地や農道・水路の維持管理活動等の他、多面的機能増進活動として下記の内容を実施

- 棚田オーナー制度の実施
- 棚田学校の実施（年10回ほど）

※都市住民を対象とした棚田学校の卒業生を対象に棚田オーナー制度を実施。

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）最終年評価の流れ（案）

- 市町村は、協定活動の達成状況や取組の効果等を客観的に評価。評価結果（最終評価結果書）を都道府県に報告。
- 都道府県は、市町村の評価結果を都道府県第三者委員会で検討・評価した上で、都道府県全域における効果、課題、課題解決に向けた取組等を取りまとめた「都道府県最終評価結果書」を国に報告。
- 国には都道府県段階における評価結果等を第三者委員会で検討・評価し、全国的、大局的な視点から第4期対策の効果、課題、制度のあり方等の評価結果を取りまとめ。



※ 必要に応じ、追加調査を実施

※農林水産省作成